

## 平成28年度第2回政治資金適正化委員会

### (開催要領)

1. 開催日時：平成28年8月9日（火） 10時20分～11時15分
2. 場 所：総務省 選挙部会議室
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

### (議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 取りまとめ（第3期）に向けた今後の審議事項について
  - (2) 登録政治資金監査人の登録及び研修について
  - (3) 政治資金監査に関する具体的な指針等について
  - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
  - (5) その他
3. 閉 会

### (配付資料)

- 資料1 政治資金適正化委員会（第3期）における取組状況等についての取りまとめに向けた今後の審議事項について
- 資料2 登録政治資金監査人の登録及び研修について
- 資料3 政治資金監査に関する具体的な指針等について
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金適正化委員会（第3期）における取組状況等についての取りまとめの検討に係るスケジュール
- 資料B 「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」の項目比較（第1～3期）
- 資料C 登録政治資金監査人の登録及び研修について
- 資料D 政治資金監査に関する具体的な指針等について

資料E フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧（平成28年度7～9月分）

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、少し早いですけれども、ただいまから平成28年度第2回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、まず、事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いします。

【宮田事務局長】 6月付で事務局長を拝命いたしました宮田でございます。委員の皆様方の御指導をいただきながら事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【藤井政治資金課長】 7月20日付で政治資金課長になりました藤井と申します。よろしく申し上げます。お世話になります。

【伊藤委員長】 次に、平成27年度第6回委員会の議事録についてでございます。

事前に、各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第6回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成28年度第1回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「取りまとめ（第3期）に向けた今後の審議事項について」の説明を事務局をお願いいたします。

【今長参事官】 参事官の今長でございます。

それでは、議題1、政治資金適正化委員会（第3期）における取組状況等についての取りまとめに向けた今後の審議事項について、御説明申し上げます。

まず、資料1を御覧になってください。最初の丸、ゴシック体のところですが、前回の第1回委員会において、第3期委員会における取組状況等の取りまとめに向けて検討を進めていくこととなりましたので、その下の検討項目（案）とございますけれども、そういった項目ごとに現況及びこれまでの取組を整理し、今後の方向性等について検討を行うこととしたいと考えております。

詳しくは、後ほどの資料Bで御説明いたしますけれども、基本的に第1期、第2期の構成を踏襲した形で検討項目案を考えておりまして、大きな項目1では登録政治資金監査人の登録及び研修として、その中の小項目として登録と研修それぞれを考えております。大項目の2は、政治資金監査に関する具体的な指針等、いわゆるマニュアルでございまして、小項目としてはそのマニュアルとQ&A等。大項目の3では、政治資金監査の質の向上についてということで、小項目としてはフォローアップ研修と個別の指導・助言を考えており、4でその他を考えております。

審議スケジュールといたしましては、10月の第3回委員会までに個別の項目の検討をいたしまして、第4回の12月から来年3月まで、取りまとめの文案等についてまとめていきたいと考えております。資料Aはそのスケジュールを紙に落としたものでございます。本日の第2回で登録及び研修と具体的な指針等を、第3回で政治資金監査の質の向上について御議論いただきたいと考えております。

それから、A3、縦長の資料Bを御説明させていただきます。一番左が第3期取りまとめ項目案、真ん中が第1期取りまとめ、それから、右側が第2期取りまとめということで、項目比較を行っております。全体としては第1期、第2期取りまとめの構成に沿っておりますが、違うところが2点ございまして、第1期、第2期の取りまとめの1、登録政治資金監査人に対する指導・助言等の今後の方向性の(2)登録政治資金監査人に対する指導・助言等というところと今後の方向性の(2)登録政治資金監査人に対する指導・助言等による政治資金監査の適正の確保の推進のところでは、総論的に質疑への対応とか、委員会の見解、Q&A、それから、登録時研修やフォローアップ研修等が書かれておりまして、重複感がございますことから、制度的な委員会の見解とかQ&Aにつきましては、2のマニュアル、政治資金監査に関する具体的な指針を補完するものとして、(2)政治資金監査に関するQ&Aということで、項目立てをさせていただきたいと思っております。また、全体に対する指導・助言の実践としてのフォローアップ研修を中心とする研修も含めた指導・助言につきましては、第3期取りまとめ項目案の3、「政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言」の前書き部分に位置付けたいと考えております。

また、前回、第1回の委員会において、第2期取りまとめの概要及びその後の状況について御説明いたしましたとおり、第2期の取りまとめの4でございましてけれども、政治資金の収支の報告及び公開に関し、検討すべき重要事項につきましては、この2期の取りま

とめまでで方向性は出ておりました、第3期の中でそのときからの状況変化等も生じていないと考えているところがございますものですから、4のその他として、必要があれば記載と考えております。

ただ、次のページの欄外の※にありますとおり、第3期取りまとめ項目案は現時点での予定であり、今後の委員会の議論等により変更する可能性があると考えております。

議題1の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

それでは、本議題につきましては、了承いただいたということでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 では、次に、第2の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録及び研修について」の説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、議題2について御説明いたします。資料としては委員限りの資料Cとこの別添の図表がついております参考資料をあわせて御覧になっていただければと思います。

資料2の方はついてありますが、これは今日公表する資料ということで、今後の方向性というところをこの資料Cから除いたものでございます。

それでは、資料Cの説明をさせていただきます。資料Cの1、登録政治資金監査人の登録でございますけれども、現況及びこれまでの取組の・の1番目は登録の制度、それから、2番目は政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保を行ってきたことを記しております。3番目の・のところでございますけれども、平成28年7月22日現在で、登録政治資金監査人の登録者数は4,753人ということで、平成26年分の収支報告書提出義務のある国会議員関係政治団体数3,326団体を上回っております。それから、27年度フォローアップ研修の実務向上研修のアンケートによりますと、平成26年分の政治資金監査を実施した登録政治資金監査人1人当たりの実施団体数、これが2.52団体ということですので、全国ベースで見ると、監査人が足りないという状況ではございません。また、別添資料の参考2、この下の日本地図を御覧になっていただきますと、現在、最少の登録者数は島根県の3人ということでございまして、一応全都道府県には登録政治資金監査人がいらっしゃる状況でございます。より詳細に見ていきますと、この別添の資料の参考1の図を御覧になっていただきたいんですが、年度ごとの新規登録者数は減少傾向に

ございます。そして、次のページをお開きになっていただきますと、10ページの参考3でございますが、抹消者の状況を記しております。これは逆に右肩上がりです。抹消者数が増加しているという状況でございます。その次のページの参考4でございますが、純増者数は一応減少しているということですが、まだ27年度で78人プラスということで、まだマイナスにはなっていない状況でございます。抹消事由としては、もう約6割を超える方が本人からの申請というもので、約3割を超える方が死亡や士業の廃止によるものでございます。やはり高齢化の影響というものが考えられるわけでございますけれども、次の参考5、6を御覧になっていただきたいんですが、平成28年3月31日現在で60代以上の監査人の方が46.1%いらっしゃるという状況になっておりまして、これは5年前の平成22年度末が36.6%と比べると、10ポイント弱増加しているという状況でございます。そして、抹消者数でございますけれども、やはり60代以上の方が約3分の2を占めているということで、中長期的には、やはり、課題としてはあるのかなと思っております。

資料Cの方に戻っていただきまして、2ページでございますけれども、今後の方向性のところでございます。全国的には登録者数が国会議員関係政治団体数を上回っていると。それから、地域的偏在についても、監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数は最も多い島根県でも2.67ということで、アンケート調査による2.52団体、1人当たりの監査実施団体数、2.52団体とそう大きくは変わらないということから、監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保していると考えられます。しかしながら、近年、登録抹消者数が増加傾向にあること、登録者全体の4割以上、60歳以上の方々が占めておられることを踏まえると、中長期的には課題がありますけれども、これまでと同様、引き続き登録政治資金監査人の安定的確保に向けた取組を続けていくことが必要であり、関係士業団体と連携し、3士業の方々にこの制度の周知・広報を行っていく必要がございます。

続いて、2の研修の方でございます。資料Cの3ページの一番上でございますけれども、現在の登録時研修とフォローアップ研修の概要を記しております。まず、登録時研修でございますけれども、現況及びこれまでの取組で、こちらの表の方の参考の7を御覧になっていただきたいんですが、一番上が登録時研修の実施状況でございます。平成20年度から平成27年度まで、合計4,912名の方が受講されております。抹消されている方がいらっしゃるものですから、資料Cの3ページに戻っていただきまして、上の2番目の・、現況及びこれまでの取組の上から2番目の・の結果のところでございますけれども、

平成28年7月22日現在で、登録政治資金監査人、抹消者を除いて4,753人のうち97.4%の4,631人が登録時研修を修了しているということで、ほぼ全員が登録時研修を受講している状況でございます。その一番下にゴシックで書いているところでございますけれども、これは、第3期の委員会の期間中に取り組んだことを記しております。平成26年度及び平成27年度に登録時研修を、地域的偏在の是正を図るために島根県及び高知県において実施しました。研修参加者数は25年度に実施した那覇市と比較し多くはなかったのですが、先ほどのアンケートによる監査人1人当たりの実施団体数2.52団体と比較すると、さほど差は見られないということから、直ちに円滑な運用に支障を来す状況ではないと考えております。

今後の方向性のところでございますが、引き続き集合研修方式、個別研修方式、要望研修方式による研修を継続していきまして、地域的偏在を是正するための登録時研修については、やはり人数が少ないところでは、抹消者が1人出ると逼迫するというようなことから、やはり状況を注視しながら、実施を検討していきたいと考えております。

次に、5ページの②フォローアップ研修についてでございます。②のすぐ下の※にございますとおり、このフォローアップ研修は、第2回委員会での議論の対象としておりますけれども、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言と並びまして、全体の監査人に対する指導・助言の手段として最も有力な手段でございますので、第2期の取りまとめと同様に、3の「政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言」に位置付けたいと思っております。

まず、フォローアップ研修の現況及びこれまでの取組でございますけれども、2番目の・のゴシック体でございますとおり、フォローアップ研修でございますが、平成26年度以降、この第3期の委員会においてフォローアップ説明会をフォローアップ研修と位置付けて、実務向上研修と再受講研修に再編したところでございます。別添の13ページ、こちらの参考8の方で研修者数等、御説明したいと思いますけれども、各年度大体……22年度はあれですけれども、23年度から27年度までおおむね1,000人前後受講されているということで、研修を修了されている監査人の2～3割は出席いただいておりますという状況でございます。

次のページの参考の9でございますけれども、こういう結果、フォローアップ研修、一度でも受講された経験のある方というところでございますが、平成27年度、B分のAのところでございますが、括弧書きであるとおおり、51.5%ということで、登録者数の半数

以上ということになっております。

それから、資料C、この5ページに戻っていただきまして、その5ページの下のアから7ページにかけてのウのところでございますが、ここでは、これまでの取組を3つの観点に分けて記載しております。アの参加の促進では、監査人に対する参加の働きかけを、イの内容の充実については、その中身を、それから、ウの実施方法の改善については、研修開催場所の工夫などを記しております。

まず、アのフォローアップ研修の参加の促進のところでございますが、関係士業団体のそれぞれの研修制度における研修受講時間に算入する取り扱いをしていただいておりますので、受講確認ができるよう、平成27年度から研修参加証明書を発行し、さらに、平成28年度には、この点についての周知を図ることにより、御参加いただけるようお願いしているところでございます。次のページでございますが、案内の方でございますけれども、今年度は研修テキストの改定版を送付する際に再度、フォローアップ研修の御案内をしたところでございます。

イの研修の内容の充実でございますけれども、2番目の・でございますが、ゴシック体のところ、平成27年度において、実務向上研修をチェックリストの項目に沿って解説できるように、構成を大幅に見直しまして、より実践的な研修になるよう努めたところでございます。また、その次のところで、同様に演習問題を導入いたしました。平成28年度においては、平成26年分の収支報告での個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等を盛り込んで、チェックリストとの対応関係を明示したり、テキスト自体につきましても、演習問題の模範解答と解説を後ろのページにまとめて掲載したり、一部をカラー刷りにしたりするなどの工夫を図っておるところでございます。

ウの研修の実施方法の改善のところでございますが、資料Cの7ページ、2番目の・でございますけれども、参加者アンケート等を基に、月末の開催をできるだけ避けたり、平成25年度から東京における夜間開催を行ったりしてきたところでございます。平成28年度は、フォローアップ研修の未受講率が高かった千葉県を開催地に選定したところでございます。

こういったアからウの取組を行ってきたところもございまして、この別添資料の14ページの参考10、フォローアップ研修のアンケート結果、短答式回答集計でございますけれども、その効果として、実務向上研修では、研修内容についてのところでとても参考になったという方が27年度、26年度両方とも74%弱、それから、多少参考になったが

24%前後ということで、98%と、ほとんどの方からおおむね高評価を受けているところでございます。その下の再受講研修についても、高評価を受けているところでございまして、また、実務向上研修についても、「今後も参加したい」という方がやはり98%というような状況になっております。

11ページの参考11では、実務向上研修について、主な記述と自由記述を載せております。演習問題の導入や具体例を用いた解説を評価する一方で、それらをもう少し充実してほしいといった声や、大都市近隣地域における研修の開催をとといったような意見も寄せられているところでございます。

資料Cの7ページ、すいません。あちこち行って申しわけないんですが、そちらに戻っていただきまして、今後の方向性のところでございますけれども、フォローアップ研修につきましては、半数以上の監査人の方が受講されているところでございまして、受講者からもおおむね高評価をいただいているということから、そのニーズを踏まえ、内容の充実を図りながら、今後とも継続的に実施していく必要があると考えております。

8ページ、アのフォローアップ研修の参加の促進でございますけれども、受講経験者は半数を超えましたが、まだ残り半数弱が未受講であることから、引き続き、未受講者に対し、受講を促していくとともに、毎年の受講者が2、3割にとどまっていることも踏まえ、研修の内容を充実させるとともに、関係士業団体との協力を強化し、効果的な周知を図ることで、参加促進を促すことが適当と考えております。

イの内容の充実でございますけれども、実務的な演習に重点を置くとともに、質疑応答の充実など、研修の双方向性といった点も視野に入れながら、研修内容のさらなる充実に向けて検討を行うとともに、監査の実務上特に留意すべき点や誤りやすい点について、具体例を活用する等の重点化を行うことが適当であるとしております。

あわせて、一度も参加していない監査人の方々のニーズも検討していく必要があると考えております。

ウの実施方法の改善につきましてですが、監査人のニーズに応じたものとする必要があります。利便性の向上や新たな研修方法についての検討を行うことが必要と考えております。

資料Cについての説明は以上でございます。

**【伊藤委員長】** この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

**【大竹委員】** いいですか。

フォローアップ研修につきましては、現に政治資金を監査されている監査人の方が受講されることが極めて重要だと思うんですけれども、現に監査を行っている方がフォローアップ研修にどのくらい参加しているかという、そういった資料は特に捕まえてはもらっていませんか。

【今長参事官】 きっちり実数を把握したものはないんですけれども、フォローアップ研修に初めて受講されたという方々のアンケートを分析いたしますと、全体の15%ぐらいの方が実際にやったことがあって、フォローアップ研修を受けていないというような数字に推計の数字はございます。

【宮田事務局長】 やったことがある人の15%ね。全体の……。

【今長参事官】 いえ、全体の15%ですね。だから、トータル4,700人ぐらいいらっしゃいますけれども、そのうちの監査を実施したことがあるという方とフォローアップ研修を受けたことがあるという、その2つが重複される方が全体の15%ぐらいですから、5,600人ぐらいはいらっしゃるかなというところの推計の数字はございます。

【大竹委員】 その場合に、現に監査をされている方々に対して、こういうフォローアップ研修というのがありますから、ぜひ受講されるようにというようなPRなんかできないんですか、手だては。

【今長参事官】 それは一応毎年毎年、その方々に限ってということではないですけれども、毎年度毎年度フォローアップ研修ありますので、ぜひ、特に未受講者の方は御参加いただきたいということはお知らせをさせていただいております。

【大竹委員】 それは登録監査人全員に対してやっているんですか。

【今長参事官】 全員に対してです。

【大竹委員】 なるほどですね。

【伊藤委員長】 どうぞ。

【田中委員】 今後の監査人の確保に関連することについてお尋ねします。今、全体の4割以上が60歳代ということから、今後、抹消者数が増える可能性があり、引き続き確保に努力する必要があるとの説明がありましたが、それはどの程度の問題なのかについてお聞きします。例えば、最近、この新しく登録されている方は、どういう経緯で登録されているのでしょうか。想像するのは、選挙で新しく当選した場合です。普通は最初の監査人が継続しますよね。病気といったことがない限りは続きます。そうすると、新しく政治団体をつくったとか、あるいは政治家になったとか、そうした場合に、新しく監査人のニ

ーズが起きることなののでしょうか。

【今長参事官】 そうですね。実際にどういう経緯で仕事を見つけられるかというのは、私どもは把握できないんですけども、監査人のアンケート等によると、やはり先輩からの紹介があったとか、そういったことで新たに受けようと思ったというようなお話はございます。

【田中委員】 母数はまだ大きな集団です。それぞれ3士業別に見ても。

【今長参事官】 士業団体。

【田中委員】 士業団体別に見てです。抹消者数が今後増えるとしても、それほど心配することではないのでは思うのですが、そうでもないのでしょうか。今後の見込みはいかがでしょうか。

【今長参事官】 トータルのには全各士業団体の方に対する登録政治資金監査人の割合というのは3%ぐらいでございますので、そういう場合があったら、また士業団体の方々に御協力いただきましてPRしていくという方法は十分とれるかなと思います。一方で、やはり仕事がなかなかあるかどうかという点において、あまり今の段階で積極的にもやれないかなとは思っています。

【日出委員】 税理士会の方の話をしますと、登録はしているけれども、仕事をやったことがないという人がまだ非常に多いんです。新入会員にも登録を促す話をしても私に仕事をいただけるんですかという面になると、税理士会にもし引き合いが来れば推薦はするんですけども、そういったのも極めて少ないので、なかなか今のところ難しいところです。

【伊藤委員長】 ちょっと確認ですけれども、このフォローアップ研修の中の実務向上研修と再受講研修ってありますね。これはいつも同じ場所でやるんですか。

【今長参事官】 再受講研修の方は登録時研修の集合研修と中身は同じですので、フォローアップ研修を行う場所の午前中に、実務向上を行う前の午前中に大体行いまして、午後に実務向上を行うというような……。

【伊藤委員長】 同じ人が聞くということは……。

【今長参事官】 あります。

【伊藤委員長】 あるんですか。

【今長参事官】 はい。

【伊藤委員長】 その方が多い、同じ人の方が多いいんですか。

【今長参事官】　そうですね。ついでにというか、1日使うのであれば、再受講と実務向上と両方聞こうとされる方が8割以上は。

【伊藤委員長】　そうすると、それは登録時研修でやったこと、忘れちゃっているかもしれないから、もう一回一からというのが再受講で、実務向上研修というのは、ちょっとレベルを高くして、問題を出したり……。

【今長参事官】　そうですね。

【伊藤委員長】　しながら、過去の実例なんかを踏まえてやると、こういうことですかね。

【今長参事官】　おっしゃるとおりです。特に実務上、こういった点に注意してくださいねというところを……。なお、ちょっと誤解を招いたかもしれないんですが、再受講を受けられる方というのは、そんなに多くはなく、実務向上だけという方が一番多いです。再受講を受けられる方のほとんどが、8割以上がその後、実務向上を受けられるということです。

【伊藤委員長】　人数的には全然違うわけですね。

【今長参事官】　人数的には、実務向上の方がずっと多いです。

【伊藤委員長】　ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議題につきましても、御了承いただいたということで次に参ります。

第3の議題といたしまして、「政治資金監査に関する具体的な指針等について」の説明を事務局をお願いいたします。

【今長参事官】　それでは、続きまして、資料D、政治資金監査に関する具体的な指針等について御説明させていただきます。資料3については、先ほどと同様で、今後の方向性というものを除いたものでございます。

まず、1、政治資金監査マニュアルについてでございますけれども、最初の・で政治資金規正法上の位置付け、マニュアルの位置付けを書いておりまして、2番目の・でこのマニュアルは、監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針であるとともに、その監査の質の確保と監査義務の一般化・標準化を図るものとの意義を述べております。

現況及びこれまでの取組でございますけれども、これまでの策定・改定状況を敷衍しておるところでございますが、第3期委員会で行ったことにつきましてはゴシック体で記しております。一番下のところでございますけれども、本年3月に業務制限の対象の追加等のため、マニュアル改定を行ったところでございます。

次のページの今後の方向性のところがございますが、フォローアップ研修やホームページを通じまして、マニュアルの内容等について、監査人の方々への周知を図るとともに、監査制度の運用状況や監査人等からの意見をもとに、政治資金監査の基本的な性格を十分に踏まえつつ、円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当としております。

次に、2の政治資金監査に関するQ&A、それから政治資金監査チェックリスト等についてでございますけれども、規正法上は第5号の必要な指導及び助言に位置付けられるところがございますが、マニュアルを補完する制度的なものとしてここに位置付けているところがございます。

現況及びこれまでの取組では、これまでの当委員会の見解の表明、それから、政治資金監査に関するQ&Aの主な追加改定等を記載しております。まず、見解の表明のところでは、当委員会の見解一覧、書いておりますけれども、第3期委員会ではございませんでしたところがございますけれども、3ページ、主なQ&Aの追加のところを御覧になっていただきますと、ゴシック体のところがございますが、第3期では、支出の目的が記載されていない場合の払込金受領証に関する整理を踏まえた改定、それから、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の開始を踏まえた追加、それから、登録政治資金監査人の守秘義務に関する整理を踏まえた追加などを御審議いただいたところがございます。

また、実務上非常に有用な、有効なツールとなっております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストについて、フォローアップ研修等において普及に努めてきたことを記しております。

今後の方向性でございますけれども、具体的には4ページ記載のところがございますが、必要に応じたマニュアル改定、当委員会の見解の表明、Q&Aの充実や両チェックリストの有効活用の促進等を行うことにより、引き続き指導・助言に努めていくことが適当としております。

資料Dの説明は以上でございます。

**【伊藤委員長】** この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。ございませんか。

それでは、本議題につきましても、御了承いただいたということで、次に参りたいと思います。

第4の議題の前に、その他の議題といたしまして、「フォローアップ研修参加申込者から

の質問等一覧（平成28年度7～9月分）」の説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、資料Eの方を御覧になっていただきたいと思います。まず、1番と2番でございますけれども、1番が7月20日のさいたま会場、それから、2番は8月5日の名古屋会場のもので、6月6日の第1回委員会後に寄せられた追加質問ということでございまして、事後報告になりましたこととおわび申し上げます。中身としては、1は観光や行楽になりそうな費用については、公私混同になりやすいのでチェックする方法はないか。2では、収入も監査の対象等というご指摘でございます。

1のお答えとしては、政治資金監査は、使途の妥当性を評価するものではないという原則論を述べておりますが、マニュアルにあるとおり、書面監査において発見した問題点等についてはヒアリングの中で触れることは妨げるものではないとしております。2の名古屋でのお答えといたしましては、政治資金監査制度の導入の経緯から、政治資金の透明性の向上を図りつつ、政治活動の自由の確保の要請に答えるべく、国会の議論の結果、支出面に限って外形的・定型的に行うものとされたことにお答えしております。

続きまして、2ページ3から5につきましては、明日、8月10日の東京会場での質問でございます。3は監査人としての報酬の振込先を税理士法人の代表社員名の口座にできないか。その場合は、源泉徴収は必要ないかというものでございます。

お答えといたしましては、政治資金規正法上、また、マニュアルにおいても、この監査人は個人としての資格としてなるものなので、法人として行うことはできないと。したがって、所得の源泉徴収は必要ということを最初に述べまして、質問の口座の取り扱い方が不明なところではございますけれども、政治資金監査報酬についての支出を受けた者としては登録政治資金監査人名が記載されることとなることから、そのことが明らかとなるよう、個人口座で支払いを受けることが適当としております。

4番につきましても、前都知事の支出の問題でございまして、お答えとしては、政治資金監査は使途の妥当性を評価するものではないということをお答えしてございまして、この中で第三者とされている弁護士による調査がございしますが、これも政治資金監査として行われたものではないということから、コメントする立場にないとしております。

それから、5の住所の記載はどこまで必要かというところでございますけれども、お答えとしては、教科書的な定義と記載例、住所の記載不備と扱わない場合の例示をご紹介しますと思います。

それから、6番が8月26日の福岡会場での質問でございますけれども、監査対象とな

る団体が複数あり、そのうちの 하나가遠隔地にあった場合、遠隔地に近い他の登録政治資金監査人に依頼することは可能かというお尋ねでございます。お答えとしては、連名で監査を行う方法と、当該監査人ではなく、他の登録政治資金監査人が監査を行う方法を示しております。

その次のページ、7から10でございますけれども、9月16日の大阪会場での御質問でございます。7は、解散政治団体については、解散届を提出した団体について、解散後に監査を行った場合、その監査を行った場所を解散団体の主たる事務所と記載していかどうかというところでございます。正確には御指摘のとおりというところはあるんですが、この監査を原則として主たる事務所で行わなければならないとしている理由といたしましては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するとともに、主たる事務所における活動実態を踏まえて事務所費、光熱水費等の経常経費の確認を行うことを目的としたものということから、この目的を満たすように主たる事務所で行った場合には、記載例のとおり主たる事務所として記載して差し支えないと回答したいと思います。

それから、8番につきましては、国会議員の政治団体が解散した年の監査についてのお尋ねでございます。これは教科書どおり、60日以内に解散日現在で収支報告書を作成・提出しなければならないというようなことをお答えしたいと思います。

それから、9でございますけれども、政治団体の設立登録日以前の政治活動についての支出の計上についてのお尋ねでございます。お答えといたしましては、政治資金規正法上、会計責任者は当該政治団体に係る全ての支出を会計帳簿、収支報告書に記載しなければならないことをまずお答えいたしまして、ただしということで、規正法上、設立届がされた後でなければ、政治活動のために、いかなる名義をもってしても寄附を受けたり、支出をすることはできないということ、これは団体が設立届を出す前において、いわば隠密裏に政治資金が授受されることを禁止して、もって政治活動の公明と公正を期そうとするものとの趣旨を答えたいと思います。

また、両方とも記載すべき事項の記載をしなかったり、虚偽記入をした場合や設立前に支出をした役職員に対しては罰則があるということもあわせてお答えしたいと思います。

10番でございますけれども、3問ございまして、①としては、政治資金監査制度が導入されるようになった政治的背景、②としては政治団体の種類の解説、③としては受任した場合の年間スケジュールのお尋ねでございます。①については、これまでの経緯を教科書的に述べておりまして、②、ちょっと長いところではございますけれども、政治団体の

種類の解説についても、これもテキストどおりお答えさせていただきたいと思います。③の年間スケジュールについても、教科書的にお答えさせていただければと思います。

資料Eの説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 これは当日に、口頭で回答するという形でしょうか。

【今長参事官】 さようでございます。

【田中委員】 この1番、2番、それから、4番についてですが、新聞などの報道からは、こうしたコメントが出て来ることが想像されます。マニュアルを見ると、1ページ、2ページ、パラグラフの番号でいうと、2番、それから、10番です。これは、監査人に、制度の基本的な仕組みについて改めて理解していただくことが重要で、どちらかという、こちらのマニュアルの2とか10の方がよりわかりやすく思います。

【今長参事官】 マニュアルの何ページ。

【田中委員】 1ページですね。

【今長参事官】 1ページの2番。

【田中委員】 パラグラフの番号でいうと、2番、10番。

【今長参事官】 監査導入の経緯と、10番……。

【田中委員】 例えば2番のパラグラフ。パラグラフ2は、要するに、判断は国民が行うものだということです。

【今長参事官】 ここですね。

【田中委員】 はい。

【今長参事官】 外形的・定型的に行われる……。

【田中委員】 そうです。それから、政治活動の自由を尊重するとかです。

【今長参事官】 はい。

【田中委員】 一般に、新聞を見れば、とかくこういうコメントになるわけですよ。それはやむを得ない。ただし、監査人には、改めて政治資金監査の目的を理解していただく必要があるので、口頭での説明のときに、丁寧に説明された方がよいかと思います。

【今長参事官】 はい。その後、また、いろいろ御不満があったとき、答えに満足されていないときには、相対でいろいろとお話はさせていただくこともございますので。監査人の目線に立ったような形でお答え……。

【田中委員】 この説明そのものは、これでよいです。

【大竹委員】 こういう質問をされている方は、現に監査されていない方なのでしょうね。現に監査をしていると、この支出は本当に妥当かどうかの判断は、やれと言われても、多分できないと思うんですけれどもね。

【今長参事官】 そうですね。基本的な質問も結構あるもんですから、そういった方は多分やられてないのかなというようなところはございます。

いろいろとアンケートの中にも、実際にやられている監査人の方の声を聞きたいとかいうようなご意見もあるものですから、ちょっとそれについては、すぐというわけにはいきませんが、引き続き検討項目としては考えていかなきゃならないかなとは思っております。

【伊藤委員長】 これは、事前に出た質問で、現場でもまた「はい」という格好で手を上げる質問とか、そういうのは受け付けられないですか。

【今長参事官】 今までにはなかったんですが、今回、会場での時間等がちょっと余裕がありそうなときは、それを受け付けるというような形にしておりまして、その際、委員会で御意見を承らなきゃならないときには、ちょっと持ち帰って、また、委員会に提出させていただこうかと思っております。

【伊藤委員長】 それから、ここに書いてあることの中で、例えば解散したときどうするかとか、複数の事務所をやっているときどうするかとか、ありますよね。それ、全部マニュアルに書いてありますか。そうでない部分も、つまり、ここに書いてあるようなことをまた今度、マニュアルなんか改定するときに取り込むとか、あるいはフォローアップ研修でほかの人にも、ほかの会場でも何か言った方がいいようなこととか、何かそういうようなことはあるような気がするんですけれども。

【今長参事官】 そういった事例はこれまでもQ&Aでやる必要があるかなというときには、この場での回答を差し控えて、委員会で御見解を御審議いただいて、Q&Aとしてフィードバックするというような形をとらせていただく場合もございます。

【伊藤委員長】 ここでやらなくても、こういう質問がよそではあったけれども、こういうことなんですよというようなことを紹介した方がいいようなこともあるかなというような気がするもんだから。

【今長参事官】 そうですね。そういう場合だと、基本的にはやはりQ&Aという形でフィードバックした方が、手続的にはきっちりした形になるかなとは思っております。

【宮田事務局長】 すいません。ちょっと委員長の御指摘が、例えばここにあるような、

今の新聞でいろいろ報道されているようなことは、ここでもう、要するに、委員会としての見解はまとまっているけれども、よく聞かれるので、あらかじめそれぞれの会場でちょっとお話ししたらいいんじゃないかというご指示だと思うので……。

【伊藤委員長】　そういうことも含めてですね。

【宮田事務局長】　その辺、ちょっとうまくやりたいと思いますので、ちょっと検討してみたいと思います。

【伊藤委員長】　それから、やっぱり、マスコミなんかで局長が説明される機会があるんだろうと思うんですけども、やっぱり、そののところ、彼らがわからないと、どうしても社会がわからないという構造だもんですから、もうちょっと何か、そのところ、何とかならないものかなという気がするんですけどね。何か……。

【宮田事務局長】　まず、ちょっと政治資金規正法の構造をよくご存じない、そもそもご存じない方もいらっしゃるので、要は、適正化委員会という名称がついているので、こちら、中身とか見るべきじゃないかというような、単純に思われている可能性がありますので、収支の透明性を高めて、国民の判断に委ねるんだと、大きなこの仕掛けをまずお話しして……。

【伊藤委員長】　そうですね。

【宮田事務局長】　領収書の関係にしても、こういうチェックが入っているので、あるもの、ないものというのが国民の目にちゃんと出ていく、そういう仕掛けになっているので、公開の請求が出てきたら、ある面で洗いざらい皆さんの目に触れて、それで報道なりされて、それぞれの方が判断されると、そういう仕掛けなんですよと、そういうことが機能してるんじゃないんでしょうかということは御説明させていただきたいと思っています。

【伊藤委員長】　ほかに。

【小見山委員】　1つだけ。

3ページの質問の6なんですけれども、他の登録政治監査人という言葉を使っているんですね。これは、会計士が監査をするときに、親会社を私がやって、例えば関連する子会社を他の監査人にさせて、他の監査人から監査報告書をもって、私が書く監査報告書に他の重要な子会社に関しては、他の監査人にやってもらったということを書いて、自分の責任を限定するということをします。そのことを知っている方が質問されていると思います。

しかし、この質問の場合にはちょっと間違っただけかもしれないかもしれません。例えば

Cだけでやってもらうんだったらその人の名前でやってもらえばいいだけの話で、連結するわけじゃありませんしね。

それから、その次に、回答のところに関連という言葉が書いてあるんですけども、これは、マニュアルの中で、2人でやってもいいよと。そのときは、補助者として書くのではなくて、連名でサインしていいよって書いてあったと思うんですね。そのことを言ってらっしゃるんですね。この場合には、おそらく同じ場所、主たる事務所に資料を集めなくちゃいけないことになっていますから、そこで2人で監査していただくことを前提に考えているこの連名という意味ですよ。

【宮田事務局長】 ここについて御説明いたしますと、普通は連名……監査をするものは、1つはその書類、領収書とか見る部分と、あとは会計責任者からヒアリングする部分と、この2つあります。それで、そこをもうちょっと明確にするべきだったのかもしれませんが、要するにヒアリング部分を質問してこられている方がされるとか、そういうことも考えられるので、要するに、ヒアリングだけを例えばここですとかいうことも考えられるので、それぞれがちゃんと責任を持ってC団体の監査を行うという連名の場合もありますねと。それから、もう1つは、全くその人にやってもらうのであれば、単独でその人の名前でやっていただく。そういう趣旨だったので、ちょっとそこは今、おっしゃられたようにして、会計士の方の中でのそのような慣習があるということだと誤解されるとまずいので、ちょっとそこは……。

【小見山委員】 表現を……。

【宮田事務局長】 表現を、ちょっとわかるように工夫したいと思います。

【小見山委員】 よろしくお願いします。

【大竹委員】 その場合ですね、連名でやっていって、この部分はAさんがやる、この部分はBさんが監査するといった場合ですね、A、Bの連名で監査することあると思うので、できるんだろうと思うんですけども、その場合には、報告書にはその旨書く必要があるんですか。

【今長参事官】 それは……。

【大竹委員】 誰が担当したという部分で。

【今長参事官】 書く様式にはなっていない。

【大竹委員】 なっていないですね。

【今長参事官】 はい。

【大竹委員】 書く必要もないということですね。

【今長参事官】 そうですね。いずれにせよ、両方が名前を出して、責任を持ってやっていますということがあればですね。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。

それでは、この件につきましても、御了承いただいたということで、次に参りたいと思います。

第4の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、資料4の御説明をさせていただきます。7月22日現在で、6月の第1回委員会で報告した5月27日時点以降の変更点でございますけれども、登録が34名、抹消が4名ということで、差し引き登録者数で30名増えまして、5月27日で4,723人だった方が、4,753名ということになっております。内訳としては、弁護士の方が3名増、公認会計士の方が7名増、税理士の方が20名増ということでございました。

そして、その裏の研修の実施状況を御説明いたします。7月22日現在の数字でございますが、登録時研修が6月分11名、7月分15名ということで、平成28年度合計では44名。これまでの合計で4,956名となっております。それから、3、4、フォローアップ研修でございますけれども、平成28年度の方は岡山県、愛媛県、岩手県、静岡県、埼玉県。まだ、愛知県で行った分はカウントされておられませんけれども、再受講研修の参加者が29名、それから、実務向上研修の参加者が165名ということになっております。

私からの説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきましても、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題についても御了承いただいたということで、本日の議題は以上でございますが、事務局から、何かございますでしょうか。

【今長参事官】 小見山先生、まだ大丈夫……。

【小見山委員】 結構です。

【今長参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長からブリーフィングを予定しております。

本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。

本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に8月10日水曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【今長参事官】 次回の委員会についてでございますけれども、日程調整をさせていただきました結果、10月19日水曜日の午前10時半より開催させていただきたいと思ひます。詳細は後日、文書にて御連絡さしあげたいと思ひます。

【伊藤委員長】 本日は長時間にわたりまして、御審議いただき、ありがとうございました。